

# ホームヘルプサービスみその (訪問介護・第1号訪問型サービス) 新料金のお知らせ

介護報酬改定により、令和4年10月1日以降「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新たに算定します。

● 訪問介護

① 基本サービス費（1回あたり） ※特定事業所加算Ⅱ+10%適用済

身体介護	20分未満	20～30分未満	30～60分未満	60分以上
8:00～18:00	184円	275円	436円	637円
夜間・早朝	230円	344円	545円	796円
深夜	276円	413円	653円	956円

生活援助	20～45分未満	45分以上
8:00～18:00	201円	248円
夜間・早朝	252円	309円
深夜	303円	372円

② 基本的に全員に算定する加算（自己負担額）

加算名	内容	金額
特定事業所加算Ⅱ	より質の高いサービス提供のための体制要件を満たした上でサービス提供	自己負担総額×10% ※基本サービス費は加算済の金額を表記
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額×13.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額×6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額×2.4%

③ 対象の方に算定する加算等（自己負担額）

加算名	内容	金額
初回加算	新規サービス利用の際に、サービス提供責任者が訪問して対応	200円
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部のリハビリテーションと連携協働して、より有効なサービス計画を作成	100円
生活機能向上連携加算Ⅱ		200円
緊急時訪問介護加算	やむを得ない事情で居宅サービス計画がない訪問介護を実施	100円

● 第1号訪問事業

④ 基本サービス費（1月あたり）

訪問型サービスⅠ	訪問型サービスⅡ	訪問型サービスⅢ
1,176円	2,349円	3,727円

⑤ 基本的に全員に算定する加算（自己負担額）

加算名	内容	金額
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額 ×13.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額 ×6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額 ×2.4%

※①～⑤は1単位を10円で計算した額です。当事業所は7級地のため、実際には10.21円で計算します。

※上記の金額は、負担割合を1割で計算しています。一定以上の所得がある場合は、2割負担又は3割負担となる場合があります。

⑦ 保険外のサービス（30分あたり）

8:00～18:00	800円	介護保険のサービスで提供が困難な内容のサービスにできる限り対応します。
夜間・早朝	1,000円	
深夜	1,200円	

令和4年10月1日

ホームヘルプサービスみその